

## 山根市民センター運営審議会

日時 令和3年3月9日(火)

午前10時00分～

場所 山根市民センター集会室

### 次第

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

(1) 令和2年度山根市民センター事業報告について

(2) 令和2年度山根市民センター利用状況報告について

(3) 令和3年度山根市民センター定期講座募集について

(4) その他

4 閉会

## 水戸市山根市民センター運営審議会委員

任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日

	ふりがな	選出区分	団体等名及び役職名	備 考
	委員の氏名			
1	ねもと えいじゅ ..... 根本 栄寿	市民活動団体	山根自治連合会会長	
2	おおつ しんいち ..... 大津 新一	市民活動団体	山根自治連合会前生涯学習部長	
3	おおのぶ しげのり ..... 大信 重典	市民活動団体	社会福祉協議会山根支部長 民生委員	
4	そのべ とよこ ..... 園部 豊子	社会教育関係者	保健推進委員	
5	おおつ さとこ ..... 大津 里子	市民活動団体	社会福祉協議会山根支部 会計 民生委員	
6	すみや なおと ..... 角谷 直人	学校教育関係者	双葉台中学校長	

# (1) 令和2年度山根市民センター事業報告について

## 新型コロナウイルス感染症への対応等について

### これまでの経過

令和2年1月15日	国内1例目
令和2年3月2日～5月31日	県立学校休業【春休み期間等含む】
令和2年3月3日～5月31日	私立学校休業【春休み期間等含む】
令和2年3月2日～3月31日	市民センター利用停止【窓口業務を除く】
令和2年3月17日	県内1例目
令和2年4月1日	市内1例目
令和2年4月2日～5月31日	市民センター利用停止【窓口業務を除く】
令和2年4月7日～5月14日	緊急事態宣言【茨城県】
令和2年6月1日～	利用再開【調理室除く】
令和2年7月1日～	利用再開【調理室】
令和2年8月3日～9月7日	茨城コロナNext Ver. 2のStage3移行に伴う高齢者等の市民センター利用制限
令和3年1月18日～2月7日	茨城県独自の緊急事態宣言
令和3年1月18日～2月7日	市民センター利用停止【窓口業務を除く】
令和3年2月8日～2月28日	茨城県独自の緊急事態宣言延長
令和3年2月8日～	市民センター利用再開
令和3年2月23日	茨城県独自の緊急事態宣言解除

市民センターにおける新型コロナウイルス感染症対策について  
(各市セにおける独自の対応は除く)

1 施設利用について

(1) 利用条件

- ・ソーシャルディスタンスの確保
- ・市民センター来所者の「市民センター来訪者受付票」記入
- ・利用団体の参加者名簿提出
- ・咳エチケット（利用者等にマスクを促すなど）
- ・手洗い、手指消毒      ・定期的な換気      ・時間の短縮の依頼
- ・人数の制限（収容人員の1/2程度）
- ・体調不良者には利用を控えてもらう
- ・いばらきアマビエちゃんの登録を依頼

(2) 業務状況

- ・窓口業務（証明書発行、公金収納等）……………通常通り
- ・施設利用（サークル活動等）……………通常通り
- ・主催事業（定期講座等）……………通常通り

(留意事項) 調理室の利用について（別紙）

歌謡・カラオケ・コーラス・民謡等の利用について（別紙）

2 感染予防対策

(1) 施設

- ・窓口へのビニールカーテン設置
- ・出入口への手指消毒用アルコール消毒液の設置
- ・男女トイレ、多目的トイレの洗面台に手指消毒用アルコール消毒液を設置
- ・(施設内の換気の際に開ける) 窓への網設置

(2) 運営

- ・施設利用者による、利用後の利用器具等の消毒
- ・職員による、共用部分（ドアノブ、記載台等）の消毒
- ・非接触型体温計の活用

3 その他

- ・感染予防のための啓発看板設置

[備考]

市民生活課が市民センターに配布している諸物品

- ・アルコール消毒液      ・ペーパータオル      ・ビニール手袋
- ・手洗い用洗剤（液体タイプ）

#### 調理室の利用について

- 調理にあたってマスクを着用すること。
- 利用前に手指消毒を行うこと。
- 利用前後において、調理器具、食器、テーブル等の消毒を行うこと。
- 大皿料理で食せずに、個々に分けて食事を行うこと。
- 対面ではなく、横並びで座ることに心がけること。
- 調理中の会話は、極力控えること。

#### 歌謡・カラオケ・コーラス・民謡等の利用について

- 大声または2 m間隔を確保することができない程の歌唱を行わないこと。
- 歌唱者同士、または歌唱者演奏者とそれ以外の者と、前後左右の間隔を2 m以上確保すること。
- 利用者は、咳エチケットを実践すること（マスク着用が望ましい）。また、歌唱等を行わないときはマスクを常用着用すること。
- マイクを使用するときは、スタンドを活用すること。
- 連続した練習は約30分間とし、5分以上の換気を行うこと。換気の際には歌唱等を行わないこと。
- お互いに対面した歌唱等を行わないこと。
- マイク等の共用物は、使用の度に消毒を行うこと。

## 講座等

事業名	開催日	参加人数	前年度 開催日	演題・講師
山根寿学級①	中止	—	1.7.11	—
夏休み子ども絵画教室	中止	—	1.8.1/8.2	—
女性教養講座①	2.12.15	9名	1.10.31	「お正月飾りづくり」 フェリークフルール 小松 美和先生
山根寿学級②	中止	—	1.12.12	—
女性教養講座②	中止	—	1.12.17	—
山根寿学級③	中止	—	2.1.29	—
家庭教育強化事業	中止	—	2.2.4	—
山根寿学級④	中止	—	2.2.20	—
女性教養講座③	中止	—	中止	—
定期講座作品展	3.3.6~ 3.3.31	—	—	3.3.6~13 パッチワーク 3.3.17~31 絵てがみ

## 移動学習

事業名	開催日	参加人数	前年度 開催日	行き先
移動学習（市バス）	中止	—	1.7.18	—
合同研修会（福祉バス）	中止	—	1.11.28	—

## 三世代ふれあい事業

事業名	開催日	参加人数	前年度 開催日	備考
三世代ふれあい奉仕作業①	2.9.26	24名	1.6.8	
太鼓練習会①	中止	—	1.7.28	
太鼓練習会②	中止	—	1.8.4	
太鼓練習会③	中止	—	1.8.17	
三世代ふれあい奉仕作業②	2.11.28	18名	1.10.5	
三世代ふれあいグラウンド ゴルフ大会	中止	—	中止	

## 文化祭

事業名	開催日	参加人数	前年度開催日	備考
山根市民センター文化祭	中止	—	2. 2. 29/3. 1	

## 山根自治連合会等

事業名	開催日	参加人数	前年度開催日	備考
山根自治連合会役員会 他	2. 4. 17外6回	延べ106名	31. 4. 19外8回	
山根自治連合会総会	書面審議	—	1. 5. 11	自治会・関連会の長及び代議員 59名
花苗配布	2. 5. 27	7花壇	1. 5. 22	ペコニア
西部地区球技大会 (ソフトボールの部)	中止	—	1. 5. 26	
花苗配布	1. 6. 22	7花壇	1. 6. 12	サルビア・マリーゴールド
花壇コンクール	2. 7. 14	3花壇	1. 6. 27	審査員 7名・最優秀賞 全隈2・3区
ヘルシークッキング	中止	—	1. 7. 25	
山根地区お父さんソフトボール大会	中止	—	1. 8. 11	
三世代ふれあい盆踊り大会	中止	—	1. 8. 17	
山根地区敬老会	中止	—	1. 9. 15	記念品配布のみ・対象者数204名
市お父さんソフトボール大会	中止	—	1. 9. 21	
第46回山根地区ゴルフ大会	2. 10. 23	17名	1. 9. 27	水戸・ゴルフ・クラブ
ひとり暮らし及び高齢者の方への食事サービス	中止	—	1. 11. 8	
西部ブロック球技大会 (ソフトボールの部)	中止	—	1. 11. 24	
山根地区市民歩く会	中止	—	1. 11. 17	
山根地区市民運動会	中止	—	1. 11. 24	
寝たきり及び高齢者の方への出前そば	中止	—	1. 12. 13	
山根地区防災訓練	中止	—	2. 1. 25	
花苗配布	3. 3. 4	7花壇	2. 3. 4	パンジー

## (2) 令和2年度山根市民センター利用状況報告について

### ①施設利用状況

#### 団体別

	市民センター		社会教育団体		市・県関係		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
2年度	105	946	10	92	10	172	266	2,800	391	4,010
元年度	186	2,015	33	576	20	652	404	5,067	643	8,310
30年度	231	2,615	29	545	21	630	575	7,043	856	10,833
29年度	231	2,719	25	477	25	650	608	7,518	889	11,364
28年度	192	2,406	46	835	40	852	554	7,449	832	11,542
27年度	185	2,347	43	764	63	1,216	548	7,218	839	11,545

2年度は3年1月末現在

#### 部屋別

	ホール		集会室		和室		調理室		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
2年度	284	3,148	84	710	22	144	1	8	391	4,010
元年度	495	6,865	106	992	32	279	10	174	643	8,310
30年度	658	8,941	143	1,379	40	286	15	227	856	10,833
29年度	654	9,368	169	1,457	54	356	12	183	889	11,364
28年度	579	9,379	183	1,649	59	379	11	135	832	11,542
27年度	544	9,167	208	1,719	67	483	20	176	839	11,545

2年度は3年1月末現在

### ②窓口利用状況

(単位：件)

	証明書発行				納税等	合計
	印鑑証明	住民票	戸籍	その他		
2年度	81	96	50	115	125	467
元年度	148	120	51	124	110	553
30年度	135	127	85	117	106	570
29年度	148	133	79	137	135	632
28年度	136	133	69	197	138	673
27年度	172	144	74	179	172	741

2年度は3年1月末現在



### ③定期講座開講状況（令和2年度）

#### 教室

講座名	開催日	開催時間	講師	受講者数
セラピー体操	毎月第1・3木曜日	20:00~21:00	吉村美智代先生	5名
銭太鼓	毎月第1・3金曜日	10:00~11:30	鈴木幸枝先生	8名
2教室				13名

#### クラブ

講座名	開催日	開催時間	講師	受講者数
山根ヨガコスモス	毎月第1・3月曜日	9:30~11:30	井口裕美先生	19名
太極拳	毎月第2・4火曜日	13:30~15:30	富田美恵子先生	8名
絵てがみ	毎月第1・3水曜日	10:00~12:00	鯨和子先生	7名
ピフィラティス	毎月第2・4水曜日	10:00~11:00	佐藤仁美先生	13名
山根ヨガクラブ	毎月第2・4金曜日	9:30~11:30	井口裕美先生	16名
パッチワーク	毎月第1・3土曜日	9:30~11:30	田崎加津子先生	11名
6クラブ				74名

#### その他

講座名	開催日	開催時間	講師	受講者数
いきいき健康クラブ	毎月第4木曜日	13:00~15:00	保健推進員	自由参加

合計 87名

3) 令和3年度山根市民センター定期講座募集について

(案)

# 令和3年度 定期講座一覧

開催期間 令和3年5月～令和4年3月

## 【教室】

講座名	開催日/時間	会費	募集人数	開講日	内容	講師名 (敬称略)
セラピー体操	毎月第1・3(木) 20:00~21:00	10,000円/年	15名	5/6(木)	音楽に合わせて、こりの軽減、ロコモ・尿もれ予防に効果のある運動をします。	吉村美智代
銭太鼓	毎月第1・3(金) 10:00~11:30	10,000円/年	13名	5/7(金)	リズムに合わせた銭太鼓の練習	鈴木幸枝

## 【クラブ】

講座名	開催日/時間	会費	定員	募集人数	開講日	内容	講師名 (敬称略)
ヨガ A (月曜コース)	毎月第1・3(月) 9:30~11:30	8,000円/年	20名	2名	5/17(月)	ヨガを通じて、自分探し。心と体をリフレッシュ。	井口裕美
太極拳	毎月第2・4(火) 13:30~15:30	10,000円/年	13名	5名	5/11(火)	男一人は寂しいな。ゆっくり、楽しく身体を動かしましょう。男女共に募集します。	富田美恵子
絵てがみ	毎月第1・3(水) 10:00~12:00	12,000円/年	11名	5名	5/19(水)	ハガキに身近な題材で絵を描き、優しい言葉を添え、相手に伝えます。	鯨和子
ピフイラティス ~女性限定~	毎月第2・4(水) 10:00~11:00	10,000円/年	13名	5名	5/12(水)	骨盤底筋を鍛え、尿もれや腰痛などの悩みを予防・改善します。	佐藤仁美
ヨガ B (金曜コース)	毎月第2・4(金) 9:30~11:30	10,000円/年	16名	2名	5/14(金)	やさしいストレッチと呼吸法	井口裕美
パッチワーク	毎月第1・3(土) 9:30~11:30	10,000円/年	10名	なし	5/15(土)	バック、タペストリー、小物など。	田崎加津子

○水戸市市民センター条例

平成21年9月29日

水戸市条例第33号

改正 平成22年3月24日条例第13号

平成23年3月25日条例第9号

平成23年7月12日条例第25号

平成26年6月30日条例第36号

平成27年3月24日条例第9号

平成28年6月30日条例第34号

平成30年6月22日条例第32号

平成30年12月20日条例第60号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。

- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年6月30日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年6月22日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成30年規則第28号で平成30年10月1日から施行。ただし、同条例付則第2項の規定は平成30年9月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年12月20日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 平成31年2月1日

(2) 別表に2項を加える改正規定(水戸市妻里市民センターの項に係る部分に限る。)及び付則第3項の規定 平成31年3月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市妻里市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例(以下「新条例」という。)の例により行うことができる。

- 3 付則第1項第3号に定める日以後の水戸市内原市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、新条例の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

（平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・平30条例32・平30条例60・一部改正）

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号

水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1
水戸市鯉淵市民センター	水戸市鯉淵町2989番地の2
水戸市妻里市民センター	水戸市有賀町2242番地
水戸市内原市民センター	水戸市内原町1395番地の6



○水戸市市民センター条例施行規則

平成22年3月30日

水戸市規則第14号

改正 平成28年3月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日規則第34号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

市民センター使用許可申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)  
氏 名(名称又は代表者)  
担当者  
電 話

市民センターを使用したいので、水戸市市民センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用施設	市民センター
使用日時	年 月 日( 曜日) 時 分から 年 月 日( 曜日) 時 分まで
使用目的	
使用人員	人
使用室名	
備 考	

様式第2号(第4条関係)

市民センター使用許可書

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付で申請のあった市民センターの使用について、水戸市市民センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使用施設	市民センター
使用日時	年 月 日( 曜日) 時 分から 年 月 日( 曜日) 時 分まで
使用目的	
使用人員	人
使用室名	
備考	
許可条件	1 水戸市市民センター条例及び水戸市市民センター条例施行規則を遵守すること。 2 職員の指示に従うこと。 3 この使用許可書は、使用の際に職員に提示すること。

様式第3号(第6条関係)

市民センター使用変更(取消)申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)  
氏 名(名称又は代表者)  
担当者  
電 話

市民センターの使用の変更(取消)をしたいので、水戸市市民センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 申請の内容  
(1) 変更  
(2) 取消し

2 申請の理由

3 変更の内容

	許可内容(許可番号: )	変更後の内容
使用施設		
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使用目的		
使用人員	人	人
使用室名		
備 考		

様式第4号(第6条関係)

市民センター使用変更(取消)許可書

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付で申請のあった市民センターの使用の変更(取消し)について、水戸市市民センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使用施設	市民センター
使用日時	年 月 日( 曜日) 時 分から 年 月 日( 曜日) 時 分まで
使用目的	
使用人員	人
使用室名	
許可条件	1 水戸市市民センター条例及び水戸市市民センター条例施行規則を遵守すること。 2 職員の指示に従うこと。 3 この使用許可書は、使用の際に職員に提示すること。

様式第5号(第7条関係)

市民センター使用許可取消等通知書

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

印

市民センターの使用について、次のとおり決定したので、水戸市市民センター条例第7条の規定により通知します。

住 所	
氏 名	
使 用 施 設	
使 用 室 名	
決 定 内 容	
決 定 の 理 由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは、水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

(平28規則34・一部改正)